

四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 25 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 93 号

四日市市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

四日市市母子保健法施行細則（平成 20 年四日市市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療券の再交付）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p><u>2 前項に規定する医療券の再交付を受けた者が、失った医療券を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。</u></p>	<p>（医療券の再交付）</p> <p>第 6 条 （略）</p>

改正後
別表（第 9 条関係）
（略）
備考
1 から 8 まで （略）
9 次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得金額の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市民税非課税として取扱う。
また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市民税非課税として取り扱う者以外の者については、1 における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、（1）又は（3）に該当

する場合にあっては 26 万円を、(2) に該当する場合にあっては 30 万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2) に掲げる者を除く。）

(2) 及び (3) (略)

改正前

別表（第 9 条関係）

(略)

備考

1 から 8 まで (略)

9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなしその者の前年の所得（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得金額の合計額。1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、(1) 又は (3) に該当する場合にあっては 26 万円を、(2) に該当する場合にあっては 30 万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2) に掲げる者を除く。）

(2) 及び (3) (略)

第1号様式を次のように改める。

養育医療給付申請書（新規・継続）

本 人	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年月日
	居住地				
扶 義 務 養 者	退院後の 連絡先	※上記と同じ場合は記入不要	個人番号		
	氏名		本人との続柄		
	居住地	※本人と同じ場合は記入不要	個人番号		
被保険者証の 記号及び番号		保険者の名称			
		保険者の番号			
希望する指定 養育医療機関の 名称及び所在地					
摘要					

下記の項目について同意し、養育医療意見書及び関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。

申請者住所（郵便番号）

ふりがな
申請者氏名

申請者生年月日
(本人との続柄)
(電話番号)

年月日

四日市市長

第4号様式の1及び第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の1(第3条関係)

養育医療券			(病院・診療所用)
公費負担者番号		受給者番号	
交付年月日			
被保険者証等の記号及び番号			
保険者等の名称			
受療者	名前		性別
	生年月日		
申請者	名前		
	生年月日		
	続柄		
	住所		
指定養育医療機関			
本券の有効期間			
上記のとおり決定する			
年 月 日			
四日市市長			

第4号様式の2 (第3条関係)

養 育 医 療 券 (薬局用)			
公費負担者番号		交付年月日	
受給者番号		交付番号	
被保険者証等の記号及び番号		保険者の名称	
受 療 者	氏 名		
	生年月日		
申 請 者	氏 名		
	生年月日		受療者との続柄
	住 所		
指定養育 医療機関	薬 局	名 称	
		所 在 地	
	病院・ 診療所	名 称	
		所 在 地	
本券の有効期間			
上記のとおり決定する。 年 月 日 四日市市長			

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第4条関係）

移送給付申請書							
負担者番号							本人氏名
受給者番号							
担当医師の意見	区間及び 経路	出発地			経由地		到着地
	方 法	タクシー			その他 ()		
	年 月 日				年 月 日		
	移送を必 要とする 理由						
<p>上記のとおり移送の必要を認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p>指定養育医療機関の名称及び所在地</p> <p>担当医師氏名 印</p>							
<p>上記のとおり移送費の給付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者住所</p> <p>氏 名 (本人との続柄)</p> <p>四日市市長</p>							

第10号様式を次のように改める。

養育医療券再交付申請書

受療者	氏名									男・女	昭・平 年 月 日 生		
	住所												
医療券番号	負担者番号	2	3	2	4	6	0	1	0	交付年月日			
	受給者番号									/	年 月 日		
申請理由	1 破損 2 汚損 3 紛失 4 その他（ ）												
紛失の場合は 事情を詳しく 書いてください。													

上記の理由により、医療券の再交付を申請します。

年 月 日

申請者住所

氏 名

四日市市長

(破損及び汚損の場合は医療券を添付のこと)

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4号様式の1及び第4号様式の2の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正前の四日市市母子保健法施行細則に定める様式は、改正後の四日市市母子保健法施行細則の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
規則名	手續又は様式	備考
四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則（平成30年四日市市規則第64号）	(略)	
四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則（平成22年四日市市規則第53号）	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手續又は様式のうち、同表中欄に掲げる手續又は様式については、当該規則の規定にかかわらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手續又は様式	備考
(略)		
四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例施行規則(平成30年四日市市規則第64号)	(略)	
<u>四日市市母子保健法施行細則</u> <u>(平成20年四日市市規則第50号)</u>	<u>第1号様式、第2号様式、第7号様式及び第10号様式</u>	
四日市市県外医療機関等受診費用補助金交付規則(平成22年四日市市規則第53号)	(略)	
(略)		

(こども未来部こども手当・医療給付課)